

令和7年第1回三豊市議会定例会 提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第25号関係 刑法の一部改正に伴う関係条例の整理について	… 3
・議案第26号関係 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について	… 6
・議案第27号関係 三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	… 7
・議案第28号関係 三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	… 20
・議案第29号関係 三豊市島内交通運行条例の一部改正について	… 21
・議案第30号関係 三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場条例の一部改正について	… 22
・議案第31号関係 三豊市つたじま渡船に関する条例の一部改正について	… 23
・議案第32号関係 三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	… 24
・議案第33号関係 三豊市子ども・子育て会議条例の一部改正について	… 25
・議案第34号関係 三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例の一部改正について	… 26

・議案第35号関係	・・・	27
三豊市港湾管理条例の一部改正について		
・議案第36号関係	・・・	28
三豊市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準 に関する条例の一部改正について		
・議案第37号関係	・・・	29
三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について		
・議案第38号関係	・・・	30
三豊市教育施設整備基金条例を廃止する等の条例について		

【議案第25号関係】

刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号) 一部改正

改正後	改正前
(罰則) 第26条 第18条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第26条 第18条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 懲役 又は50万円以下の罰金に処する。

【第2条関係】 三豊市情報セキュリティ条例(平成18年三豊市条例第13号) 一部改正

改正後	改正前
(罰則) 第14条 実施機関の職員又は職員であった者が、第4条第2項の規定に違反して正当な理由なく実施機関が保有する情報を漏らしたときは、1年以下の 拘禁刑 又は3万円以下の罰金に処する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。	(罰則) 第14条 実施機関の職員又は職員であった者が、第4条第2項の規定に違反して正当な理由なく実施機関が保有する情報を漏らしたときは、1年以下の 懲役 又は3万円以下の罰金に処する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

【第3条関係】 三豊市行政不服審査会条例(平成28年三豊市条例第5号) 一部改正

改正後	改正前
(罰則) 第7条 第5条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第7条 第5条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 懲役 又は50万円以下の罰金に処する。

【第4条関係】 三豊市個人情報保護法施行条例(令和4年三豊市条例第23号) 一部改正

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の三豊市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第10条、第11条第3項又は第12条第3項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (1)～(3) 略 2～4 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(旧条例第2条第7項に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。))を含む情報の集合物であって、旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の旧	附 則 (経過措置) 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の三豊市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第10条、第11条第3項又は第12条第3項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (1)～(3) 略 2～4 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(旧条例第2条第7項に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。))を含む情報の集合物であって、旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の旧

保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 (2) 第1項第2号に掲げる者 (3) 第1項第3号に掲げる者 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 7 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 8 略	保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 (2) 第1項第2号に掲げる者 (3) 第1項第3号に掲げる者 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 7 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 8 略
---	--

【第5条関係】 三豊市消防団条例(平成18年三豊市条例第203号) 一部改正

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられてその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略

【第6条関係】 三豊市表彰条例(平成18年三豊市条例第5号) 一部改正

改正後	改正前
(資格の喪失) 第12条 この条例によって表彰を受けた者が、拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その資格を失う。	(資格の喪失) 第12条 この条例によって表彰を受けた者が、懲役又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その資格を失う。

【第7条関係】 三豊市職員の分限の手續及び効果等に関する条例(平成18年三豊市条例第44号) 一部改正

改正後	改正前
(失職の例外) 第5条 任命権者は、公務遂行中の事故又は通勤途上の交通事故により、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとする事ができる。 2 略	(失職の例外) 第5条 任命権者は、公務遂行中の事故又は通勤途上の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとする事ができる。 2 略

【第8条関係】 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正

改正後	改正前
第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第28条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2・3 略 4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 5～8 略	第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第28条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2・3 略 4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 5～8 略

【議案第26号関係】

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市監査委員条例(平成18年三豊市条例第37号) 一部改正

改正後	改正前
(請求又は要求に基づく監査等) 第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日の翌日から起算して60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2 略	(請求又は要求に基づく監査等) 第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日の翌日から起算して60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2 略

【第2条関係】 三豊市病院事業の設置等に関する条例(平成18年三豊市条例第245号) 一部改正

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

【第3条関係】 三豊市集落排水事業の設置等に関する条例(令和5年三豊市条例第28号) 一部改正

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の9第8項の規定により集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

【議案第27号関係】

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正

改正後	改正前
(扶養手当) 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (削除) (1)～(4) 略 (5) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、は、前項各号(第1号を除く。)のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「行8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、同項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円とする。 4 略 (管理職員特別勤務手当) 第24条の2 前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職手当受給職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額	(扶養手当) 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2)～(5) 略 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「行8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。 4 略 (管理職員特別勤務手当) 第24条の2 前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職手当受給職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、この

(2) 略

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第18条から第20条までの規定は、管理職手当受給職員には適用しない。

- 2 第5条第2項から第5項まで及び第7項から第9項まで並びに第13条及び第14条の規定は、定年再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	略	略	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2			266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3			267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4			268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5			269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6			270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7			271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8			272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9			273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10			274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11			275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12			276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13			277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14			278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15			280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16			281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17			282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18			283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19			285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20			286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21			287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22			288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23			289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24			291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25			292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26			293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27			294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28			295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29			296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30			297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31			298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32			300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33			301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34			302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35			303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	

額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 略

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第18条から第20条までの規定は、管理職手当受給職員には適用しない。

- 2 第5条第2項から第5項まで及び第7項から第9項まで並びに第13条から第15条までの規定は、定年再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	略	略	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2			262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3			263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4			264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5			265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6			266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7			267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8			268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9			269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10			270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11			271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12			272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13			273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14			274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15			275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16			276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17			277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18			278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19			280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20			281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21			282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22			283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23			285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24			286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25			287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,300
	26			288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,800
	27			289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	464,300
	28			291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,800
	29			292,400	328,300	354,100	382,000	428,700	467,300
	30			293,400	330,000	355,700	383,800	430,200	468,800
	31			294,400	331,800	357,300	385,600	431,700	470,300
	32			295,500	333,600	358,900	387,400	433,200	471,800
	33			296,600	335,400	360,500	389,200	434,700	473,300
	34			297,800	337,200	362,100	391,000	436,200	474,800
	35			298,900	339,000	363,700	392,800	437,700	476,300

36	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	36	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	37	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	38	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	39	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	40	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	41	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	42	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	43	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	44	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	45	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	317,600	364,800	382,400	408,700		46	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	318,900	365,700	383,100	409,000		47	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	320,200	366,700	383,800	409,300		48	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	321,400	367,600	384,300	409,500		49	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	322,700	368,300	384,900	409,800		50	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	323,900	369,000	385,500	410,100		51	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	325,100	369,600	386,200	410,400		52	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	326,400	370,000	386,600	410,600		53	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	327,500	370,600	387,200	410,900		54	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	328,600	371,300	387,800	411,200		55	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	329,700	372,000	388,300	411,500		56	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	330,400	372,300	388,700	411,700		57	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	331,300	373,000	389,300	412,000		58	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	332,000	373,700	389,900	412,300		59	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	332,800	374,300	390,400	412,500		60	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	333,600	374,600	390,800	412,700		61	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	334,000	375,100	391,300	413,000		62	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	334,600	375,700	391,800	413,300		63	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	335,300	376,300	392,400	413,500		64	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	336,100	376,600	392,700	413,700		65	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	336,800	377,200	393,100	414,000		66	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	337,500	377,900	393,500	414,300		67	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	338,100	378,500	393,900	414,500		68	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	338,600	378,900	394,200	414,700		69	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	339,200	379,400	394,500	415,000		70	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	339,700	380,000	394,800	415,300		71	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	340,300	380,500	395,000	415,500		72	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	340,600	381,000	395,200	415,700		73	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	341,100	381,600	395,500			74	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	341,500	382,100	395,800			75	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	341,900	382,400	396,000			76	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	342,300	382,800	396,200			77	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	342,800	383,300	396,500			78	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	343,300	383,700	396,800			79	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	343,800	384,100	397,000			80	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	344,100	384,500	397,200			81	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	344,500	385,000	397,500			82	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	344,900	385,400	397,800			83	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	345,300	385,800	398,000			84	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	345,600	386,100	398,200			85	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	346,000	386,700	398,500			86	340,500	379,200	392,300			
87	346,400	387,300	398,800			87	341,000	379,600	392,600			
88	346,800	387,900	399,000			88	341,400	380,000	392,800			

	89			347,000	388,600	399,200				
	90			347,400	389,200	399,500				
	91			347,800	389,800	399,800				
	92			348,200	390,400	400,000				
	93			348,400	391,100	400,200				
	94			348,800	391,700					
	95			349,200	392,300					
	96			349,500	392,900					
	97			349,800	393,600					
	98			350,200						
	99			350,600						
	100			351,000						
	101			351,500						
	102			351,900						
	103			352,300						
	104			352,700						
	105			353,200						
	106			353,600						
	107			353,900						
	108			354,200						
	109			354,700						
	110									
	111									
	112									
	113									
	114									
	115									
	116									
	117									
	118									
	119									
	120									
	121									
	122									
	123									
	124									
	125									
定年前再任用短時間勤務職員	略									
備考 略										
別表第2(第4条関係)										
医療職給料表										
ア 医療職給料表(一)										
職員 の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級					

	89			341,700	380,400	393,000				
	90			342,100	380,900	393,300				
	91			342,600	381,300	393,600				
	92			343,000	381,700	393,800				
	93			343,200	382,000	394,000				
	94			343,600	382,600	394,300				
	95			344,100	383,200	394,600				
	96			344,500	383,800	394,800				
	97			344,700	384,500	395,000				
	98			345,100	385,100	395,300				
	99			345,500	385,700	395,600				
	100			345,800	386,300	395,800				
	101			346,100	387,000	396,000				
	102			346,500	387,600					
	103			346,900	388,200					
	104			347,300	388,800					
	105			347,800	389,500					
	106			348,200						
	107			348,600						
	108			349,000						
	109			349,500						
	110			349,900						
	111			350,200						
	112			350,500						
	113			351,000						
	114									
	115									
	116									
	117									
	118									
	119									
	120									
	121									
	122									
	123									
	124									
	125									
定年前再任用短時間勤務職員	略									
備考 略										
別表第2(第4条関係)										
医療職給料表										
ア 医療職給料表(一)										
職員 の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級					

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		略	円	円	円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		略	円	円	円
	1		<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>		1		<u>370,000</u>	<u>426,700</u>	<u>484,400</u>
	2		<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>		2		<u>372,600</u>	<u>428,700</u>	<u>486,200</u>
	3		<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>		3		<u>375,100</u>	<u>430,700</u>	<u>488,000</u>
	4		<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>		4		<u>377,600</u>	<u>432,600</u>	<u>489,800</u>
	5		<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>		5		<u>380,100</u>	<u>434,500</u>	<u>491,600</u>
	6		<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>		6		<u>382,800</u>	<u>436,100</u>	<u>493,300</u>
	7		<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>		7		<u>385,500</u>	<u>437,700</u>	<u>495,000</u>
	8		<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>		8		<u>388,100</u>	<u>439,300</u>	<u>496,700</u>
	9		<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>		9		<u>390,200</u>	<u>440,900</u>	<u>498,400</u>
	10		<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>		10		<u>392,700</u>	<u>442,700</u>	<u>500,500</u>
	11		<u>422,000</u>	<u>473,100</u>			11		<u>395,200</u>	<u>444,500</u>	<u>502,600</u>
	12		<u>423,500</u>	<u>474,900</u>			12		<u>397,700</u>	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>
	13		<u>424,900</u>	<u>476,700</u>			13		<u>400,300</u>	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>
	14		<u>426,400</u>	<u>478,500</u>			14		<u>403,000</u>	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>
	15		<u>427,900</u>	<u>480,300</u>			15		<u>405,600</u>	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>
	16		<u>429,300</u>	<u>482,100</u>			16		<u>408,100</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>
	17		<u>430,700</u>	<u>483,900</u>			17		<u>410,500</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>
	18		<u>432,200</u>	<u>485,800</u>			18		<u>412,700</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>
	19		<u>433,700</u>	<u>487,700</u>			19		<u>414,800</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>
	20		<u>435,100</u>	<u>489,600</u>			20		<u>416,900</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>
	21		<u>436,500</u>	<u>491,500</u>			21		<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>
	22		<u>438,000</u>	<u>493,200</u>			22		<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>
	23		<u>439,500</u>	<u>495,000</u>			23		<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>
	24		<u>440,900</u>	<u>496,800</u>			24		<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>
	25		<u>442,300</u>	<u>498,400</u>			25		<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>
	26		<u>443,700</u>	<u>500,200</u>			26		<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>
	27		<u>445,100</u>	<u>502,000</u>			27		<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>
	28		<u>446,500</u>	<u>503,600</u>			28		<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>
	29		<u>447,900</u>	<u>505,000</u>			29		<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>
	30		<u>449,300</u>	<u>506,700</u>			30		<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>
	31		<u>450,700</u>	<u>508,500</u>			31		<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>
	32		<u>452,100</u>	<u>510,200</u>			32		<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>
	33		<u>453,500</u>	<u>511,700</u>			33		<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>
	34		<u>454,900</u>	<u>513,000</u>			34		<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>
	35		<u>456,300</u>	<u>514,300</u>			35		<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>
	36		<u>457,700</u>	<u>515,600</u>			36		<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>
	37		<u>459,100</u>	<u>516,600</u>			37		<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>
	38		<u>460,800</u>	<u>517,900</u>			38		<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>
	39		<u>462,400</u>	<u>519,200</u>			39		<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>
	40		<u>464,000</u>	<u>520,500</u>			40		<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>
	41		<u>465,600</u>	<u>521,500</u>			41		<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>
	42		<u>466,800</u>	<u>522,300</u>			42		<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>
	43		<u>468,000</u>	<u>523,100</u>			43		<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>
	44		<u>469,100</u>	<u>523,900</u>			44		<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>
	45		<u>470,100</u>	<u>524,800</u>			45		<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>
	46		<u>471,100</u>	<u>525,600</u>			46		<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>
	47		<u>472,000</u>	<u>526,400</u>			47		<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>
	48		<u>472,800</u>	<u>527,100</u>			48		<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>
	49		<u>473,500</u>	<u>527,900</u>			49		<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>
	50		<u>474,200</u>	<u>528,700</u>			50		<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>

	51	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>		51	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>
	52	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>		52	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>
	53	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>		53	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>
	54	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>		54	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>
	55	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>		55	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>
	56	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>		56	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>
	57	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>		57	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>
	58	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>		58	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>
	59	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>		59	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>
	60	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>		60	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>
	61	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>		61	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>
	62	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>		62	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>
	63	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>		63	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>
	64	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		64	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>
	65	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>		65	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>
	66	<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		66	<u>476,900</u>	<u>528,700</u>	
	67	<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		67	<u>477,500</u>	<u>529,400</u>	
	68	<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		68	<u>478,100</u>	<u>530,300</u>	
	69	<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		69	<u>478,400</u>	<u>531,200</u>	
	70	<u>485,900</u>	<u>545,800</u>		70	<u>479,000</u>	<u>532,000</u>	
	71	<u>486,400</u>	<u>546,700</u>		71	<u>479,700</u>	<u>532,900</u>	
	72	<u>486,900</u>	<u>547,600</u>		72	<u>480,400</u>	<u>533,800</u>	
	73	<u>487,300</u>	<u>548,400</u>		73	<u>480,800</u>	<u>534,600</u>	
	74	<u>487,800</u>			74	<u>481,400</u>	<u>535,500</u>	
	75	<u>488,200</u>			75	<u>482,100</u>	<u>536,400</u>	
	76	<u>488,700</u>			76	<u>482,800</u>	<u>537,100</u>	
	77	<u>489,200</u>			77	<u>483,200</u>	<u>537,900</u>	
	78	<u>489,800</u>			78	<u>483,800</u>	<u>538,800</u>	
	79	<u>490,400</u>			79	<u>484,400</u>	<u>539,700</u>	
	80	<u>490,800</u>			80	<u>484,900</u>	<u>540,600</u>	
	81	<u>491,300</u>			81	<u>485,400</u>	<u>541,400</u>	
	82	<u>491,900</u>			82	<u>485,900</u>	<u>542,300</u>	
	83	<u>492,500</u>			83	<u>486,400</u>	<u>543,200</u>	
	84	<u>493,000</u>			84	<u>486,900</u>	<u>544,100</u>	
	85	<u>493,500</u>			85	<u>487,300</u>	<u>544,900</u>	
					86	<u>487,800</u>	<u>545,800</u>	
					87	<u>488,200</u>	<u>546,700</u>	
					88	<u>488,700</u>	<u>547,600</u>	
					89	<u>489,200</u>	<u>548,400</u>	
					90	<u>489,800</u>		
					91	<u>490,400</u>		
					92	<u>490,800</u>		
					93	<u>491,300</u>		
					94	<u>491,900</u>		
					95	<u>492,500</u>		
					96	<u>493,000</u>		
					97	<u>493,500</u>		
定年前再任用短時間勤務職員	略			定年前再任用短時間勤務職員	略			

備考 略 イ 医療職給料表(二)								備考 略 イ 医療職給料表(二)							
職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号 給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			号 給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	略	略	円 263,000	円 281,800	円 315,000	円 360,700	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	略	略	円 258,500	円 278,600	円 303,500	円 341,100
	2			263,800	282,600	316,400	362,400		2			259,700	279,400	305,000	342,800
	3			264,600	283,400	317,800	364,000		3			260,800	280,200	306,500	344,500
	4			265,400	284,100	319,200	365,600		4			261,900	281,000	308,000	346,100
	5			266,200	284,800	320,600	367,200		5			263,000	281,800	309,500	347,700
	6			267,000	285,500	322,200	368,800		6			263,800	282,600	310,900	349,400
	7			267,800	286,200	323,700	370,400		7			264,600	283,400	312,300	351,000
	8			268,600	287,000	325,200	372,000		8			265,400	284,100	313,700	352,600
	9			269,400	287,800	326,700	373,600		9			266,200	284,800	315,000	354,200
	10			270,200	288,600	328,300	375,600		10			267,000	285,500	316,400	355,900
	11			271,000	289,400	329,800	377,600		11			267,800	286,200	317,800	357,600
	12			271,800	290,100	331,300	379,600		12			268,600	287,000	319,200	359,200
	13			272,600	290,800	332,800	381,000		13			269,400	287,800	320,600	360,700
	14			273,400	291,900	334,400	382,700		14			270,200	288,600	322,200	362,400
	15			274,200	293,000	335,900	384,400		15			271,000	289,400	323,700	364,000
	16			275,000	294,200	337,400	386,100		16			271,800	290,100	325,200	365,600
	17			275,800	295,400	338,900	387,800		17			272,600	290,800	326,700	367,200
	18			276,600	296,600	340,500	389,300		18			273,400	291,900	328,300	368,800
	19			277,400	297,800	342,100	390,800		19			274,200	293,000	329,800	370,400
	20			278,200	299,000	343,600	392,300		20			275,000	294,200	331,300	372,000
	21			279,000	300,200	344,900	393,600		21			275,800	295,400	332,800	373,600
	22			279,900	301,400	346,400	394,900		22			276,600	296,600	334,400	375,600
	23			280,800	302,600	347,900	396,200		23			277,400	297,800	335,900	377,600
	24			281,600	303,800	349,400	397,300		24			278,200	299,000	337,400	379,600
	25			282,400	305,000	350,900	398,400		25			279,000	300,200	338,900	381,000
	26			283,300	306,200	352,400	399,500		26			279,900	301,400	340,500	382,700
	27			284,200	307,300	353,900	400,600		27			280,800	302,600	342,100	384,400
	28			285,000	308,500	355,300	401,700		28			281,600	303,800	343,600	386,100
	29			285,800	309,800	356,700	402,500		29			282,400	305,000	344,900	387,800
	30			286,900	311,000	358,300	403,300		30			283,300	306,200	346,400	389,300
	31			287,900	312,200	359,800	404,100		31			284,200	307,300	347,900	390,800
	32			288,900	313,400	361,300	404,900		32			285,000	308,500	349,400	392,300
	33			289,900	314,600	362,800	405,300		33			285,800	309,800	350,900	393,600
	34			291,000	315,700	363,800	405,900		34			286,900	311,000	352,400	394,900
	35			292,000	316,900	364,800	406,400		35			287,900	312,200	353,900	396,200
	36			293,000	318,100	365,900	406,800		36			288,900	313,400	355,300	397,300
	37			294,000	319,300	366,900	407,200		37			289,900	314,600	356,700	398,400
	38			295,000	320,600	367,700	407,400		38			291,000	315,700	358,300	399,500
	39			296,000	321,900	368,700	407,700		39			292,000	316,900	359,800	400,600
	40			297,000	323,100	369,800	408,000		40			293,000	318,100	361,300	401,700
	41			298,000	324,000	370,800	408,300		41			294,000	319,300	362,800	402,500
	42			299,200	325,200	371,800	408,600		42			295,000	320,600	363,800	403,300
	43			300,300	326,400	372,800	408,900		43			296,000	321,900	364,800	404,100
	44			301,400	327,600	373,700	409,200		44			297,000	323,100	365,900	404,900

45	302,500	328,700	374,500	409,400	45	298,000	324,000	366,900	405,300
46	303,600	329,700	375,300	409,700	46	299,200	325,200	367,700	405,900
47	304,700	330,700	376,200	410,000	47	300,300	326,400	368,700	406,400
48	305,800	331,600	377,000	410,300	48	301,400	327,600	369,800	406,800
49	306,900	332,500	377,500	410,500	49	302,500	328,700	370,800	407,200
50	308,000	333,500	378,300	410,800	50	303,600	329,700	371,800	407,400
51	309,100	334,500	379,100	411,100	51	304,700	330,700	372,800	407,700
52	310,200	335,400	379,900	411,400	52	305,800	331,600	373,700	408,000
53	311,200	335,900	380,300	411,600	53	306,900	332,500	374,500	408,300
54	312,200	336,800	381,000	411,900	54	308,000	333,500	375,300	408,600
55	313,200	337,500	381,700	412,200	55	309,100	334,500	376,200	408,900
56	314,200	338,400	382,300	412,500	56	310,200	335,400	377,000	409,200
57	315,200	339,100	382,700	412,700	57	311,200	335,900	377,500	409,400
58	316,200	339,400	383,200		58	312,200	336,800	378,300	409,700
59	317,200	339,900	383,800		59	313,200	337,500	379,100	410,000
60	318,100	340,500	384,400		60	314,200	338,400	379,900	410,300
61	319,000	341,100	384,800		61	315,200	339,100	380,300	410,500
62	319,800	341,800	385,300		62	316,200	339,400	381,000	410,800
63	320,500	342,500	385,800		63	317,200	339,900	381,700	411,100
64	321,200	343,100	386,300		64	318,100	340,500	382,300	411,400
65	321,800	343,800	386,900		65	319,000	341,100	382,700	411,600
66	322,500	344,300	387,400		66	319,800	341,800	383,200	411,900
67	323,100	344,900	388,000		67	320,500	342,500	383,800	412,200
68	323,700	345,500	388,600		68	321,200	343,100	384,400	412,500
69	324,300	345,800	389,100		69	321,800	343,800	384,800	412,700
70	324,500	346,400	389,600		70	322,500	344,300	385,300	
71	325,000	346,900	390,100		71	323,100	344,900	385,800	
72	325,500	347,400	390,600		72	323,700	345,500	386,300	
73	326,100	347,900	390,900		73	324,300	345,800	386,900	
74	326,600	348,400	391,400		74	324,500	346,400	387,400	
75	327,100	348,900	391,800		75	325,000	346,900	388,000	
76	327,500	349,300	392,200		76	325,500	347,400	388,600	
77	328,100	349,600	392,600		77	326,100	347,900	389,100	
78	328,600	349,900			78	326,600	348,400	389,600	
79	329,000	350,100			79	327,100	348,900	390,100	
80	329,500	350,400			80	327,500	349,300	390,600	
81	330,000	350,900			81	328,100	349,600	390,900	
82	330,400	351,200			82	328,600	349,900	391,400	
83	330,600	351,500			83	329,000	350,100	391,800	
84	330,900	351,800			84	329,500	350,400	392,200	
85	331,300	352,200			85	330,000	350,900	392,600	
86	331,700	352,500			86	330,400	351,200		
87	332,000	352,800			87	330,600	351,500		
88	332,300	353,100			88	330,900	351,800		
89	332,600	353,500			89	331,300	352,200		
90	332,800	353,800			90	331,700	352,500		
91	333,200	354,100			91	332,000	352,800		
92	333,500	354,400			92	332,300	353,100		
93	333,700	354,700			93	332,600	353,500		
94	334,000	355,100			94	332,800	353,800		
95	334,300	355,500			95	333,200	354,100		
96	334,600	355,900			96	333,500	354,400		
97	334,800	356,400			97	333,700	354,700		

	98			335,100	356,800				98			334,000	355,100			
	99			335,400	357,200				99			334,300	355,500			
	100			335,600	357,600				100			334,600	355,900			
	101			335,800	358,100				101			334,800	356,400			
	102			336,000	358,500				102			335,100	356,800			
	103			336,400	358,900				103			335,400	357,200			
	104			336,600	359,300				104			335,600	357,600			
	105			336,800	359,800				105			335,800	358,100			
	106			337,200	360,200				106			336,000	358,500			
	107			337,600	360,600				107			336,400	358,900			
	108			338,000	361,000				108			336,600	359,300			
	109			338,200	361,500				109			336,800	359,800			
									110			337,200	360,200			
								111			337,600	360,600				
								112			338,000	361,000				
								113			338,200	361,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	略							定年前 再任用 短時間 勤務職 員	略							

備考 略								備考 略							
ウ 医療職給料表(三)								ウ 医療職給料表(三)							

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	略	略	281,800	295,200	319,300	362,000		1	略	略	277,600	293,000	310,300	342,200
	2			282,300	295,800	320,300	363,700		2			278,700	293,600	311,500	343,900
	3			282,800	296,400	321,300	365,400		3			279,800	294,200	312,700	345,600
	4			283,300	296,900	322,300	367,100		4			280,800	294,700	313,800	347,300
	5			283,800	297,400	323,300	368,900		5			281,800	295,200	314,900	349,000
	6			284,300	298,000	324,500	370,900		6			282,300	295,800	316,000	350,700
	7			284,800	298,600	325,700	372,900		7			282,800	296,400	317,100	352,400
	8			285,300	299,100	326,900	374,900		8			283,300	296,900	318,200	354,000
	9			285,800	299,600	328,000	376,600		9			283,800	297,400	319,300	355,500
	10			286,300	300,200	329,200	378,700		10			284,300	298,000	320,300	357,200
	11			286,800	300,800	330,300	380,800		11			284,800	298,600	321,300	358,900
	12			287,300	301,300	331,400	382,800		12			285,300	299,100	322,300	360,600
	13			287,800	301,800	332,500	384,700		13			285,800	299,600	323,300	362,000
	14			288,300	302,500	333,700	386,300		14			286,300	300,200	324,500	363,700
	15			288,800	303,200	334,800	388,100		15			286,800	300,800	325,700	365,400
	16			289,300	303,900	335,900	389,900		16			287,300	301,300	326,900	367,100
	17			289,800	304,600	337,000	391,600		17			287,800	301,800	328,000	368,900
	18			290,300	305,500	338,200	393,300		18			288,300	302,500	329,200	370,900
	19			290,800	306,400	339,300	395,200		19			288,800	303,200	330,300	372,900
	20			291,300	307,300	340,400	396,900		20			289,300	303,900	331,400	374,900
	21			291,800	308,100	341,500	398,600		21			289,800	304,600	332,500	376,600
	22			292,300	309,000	342,700	400,300		22			290,300	305,500	333,700	378,700
	23			292,800	309,900	343,800	402,100		23			290,800	306,400	334,800	380,800
	24			293,300	310,800	344,900	403,800		24			291,300	307,300	335,900	382,800

25	293,800	311,600	346,000	405,400	25	291,800	308,100	337,000	384,700
26	294,400	312,500	347,300	407,100	26	292,300	309,000	338,200	386,300
27	295,200	313,400	348,600	408,900	27	292,800	309,900	339,300	388,100
28	296,000	314,300	349,900	410,700	28	293,300	310,800	340,400	389,900
29	296,700	315,100	351,100	412,200	29	293,800	311,600	341,500	391,600
30	297,500	316,200	352,600	413,700	30	294,400	312,500	342,700	393,300
31	298,300	317,300	354,100	415,200	31	295,200	313,400	343,800	395,200
32	299,100	318,400	355,600	416,500	32	296,000	314,300	344,900	396,900
33	299,800	319,500	356,800	417,600	33	296,700	315,100	346,000	398,600
34	300,600	320,600	358,300	418,700	34	297,500	316,200	347,300	400,300
35	301,400	321,700	359,700	419,800	35	298,300	317,300	348,600	402,100
36	302,100	322,800	361,100	421,000	36	299,100	318,400	349,900	403,800
37	302,900	323,900	362,500	422,300	37	299,800	319,500	351,100	405,400
38	303,700	325,100	363,500	423,400	38	300,600	320,600	352,600	407,100
39	304,500	326,200	364,900	424,600	39	301,400	321,700	354,100	408,900
40	305,300	327,300	366,200	425,700	40	302,100	322,800	355,600	410,700
41	306,000	328,100	367,500	426,900	41	302,900	323,900	356,800	412,200
42	307,000	329,200	368,900	427,900	42	303,700	325,100	358,300	413,700
43	308,000	330,300	370,200	429,000	43	304,500	326,200	359,700	415,200
44	308,900	331,300	371,500	430,100	44	305,300	327,300	361,100	416,500
45	309,800	332,300	373,000	431,100	45	306,000	328,100	362,500	417,600
46	310,800	333,300	374,200	431,600	46	307,000	329,200	363,500	418,700
47	311,800	334,300	375,300	432,200	47	308,000	330,300	364,900	419,800
48	312,700	335,300	376,500	432,600	48	308,900	331,300	366,200	421,000
49	313,600	336,500	377,600	433,200	49	309,800	332,300	367,500	422,300
50	314,600	337,800	378,500	433,700	50	310,800	333,300	368,900	423,400
51	315,600	339,000	379,500	434,100	51	311,800	334,300	370,200	424,600
52	316,600	340,200	380,400	434,600	52	312,700	335,300	371,500	425,700
53	317,400	341,100	381,000	435,100	53	313,600	336,500	373,000	426,900
54	318,400	342,300	381,800	435,500	54	314,600	337,800	374,200	427,900
55	319,400	343,400	382,600	435,800	55	315,600	339,000	375,300	429,000
56	320,300	344,700	383,400	436,100	56	316,600	340,200	376,500	430,100
57	321,200	345,700	384,100	436,500	57	317,400	341,100	377,600	431,100
58	322,200	346,600	384,800	436,900	58	318,400	342,300	378,500	431,600
59	323,200	347,700	385,500	437,200	59	319,400	343,400	379,500	432,200
60	324,100	348,900	386,100	437,500	60	320,300	344,700	380,400	432,600
61	325,000	350,000	386,700	437,900	61	321,200	345,700	381,000	433,200
62	326,200	351,200	387,300		62	322,200	346,600	381,800	433,700
63	327,400	352,400	388,000		63	323,200	347,700	382,600	434,100
64	328,600	353,400	388,600		64	324,100	348,900	383,400	434,600
65	329,300	354,400	389,300		65	325,000	350,000	384,100	435,100
66	330,400	355,400	389,800		66	326,200	351,200	384,800	435,500
67	331,500	356,500	390,400		67	327,400	352,400	385,500	435,800
68	332,400	357,600	390,900		68	328,600	353,400	386,100	436,100
69	333,500	358,400	391,300		69	329,300	354,400	386,700	436,500
70	334,200	359,500	391,900		70	330,400	355,400	387,300	436,900
71	335,300	360,600	392,400		71	331,500	356,500	388,000	437,200
72	336,400	361,600	392,700		72	332,400	357,600	388,600	437,500
73	337,500	362,300	393,000		73	333,500	358,400	389,300	437,900
74	338,700	363,100	393,500		74	334,200	359,500	389,800	
75	339,800	363,900	393,900		75	335,300	360,600	390,400	
76	340,900	364,600	394,200		76	336,400	361,600	390,900	
77	342,000	365,200	394,500		77	337,500	362,300	391,300	

78	343,100	365,700	395,000	78	338,700	363,100	391,900
79	344,100	366,200	395,500	79	339,800	363,900	392,400
80	345,200	366,700	395,900	80	340,900	364,600	392,700
81	346,100	367,300	396,200	81	342,000	365,200	393,000
82	347,100	367,800	396,600	82	343,100	365,700	393,500
83	348,000	368,300	397,100	83	344,100	366,200	393,900
84	349,000	368,800	397,500	84	345,200	366,700	394,200
85	349,900	369,200	397,900	85	346,100	367,300	394,500
86	350,700	369,600	398,300	86	347,100	367,800	395,000
87	351,500	370,200	398,800	87	348,000	368,300	395,500
88	352,300	370,700	399,200	88	349,000	368,800	395,900
89	352,900	371,000	399,600	89	349,900	369,200	396,200
90	353,500	371,500	400,000	90	350,700	369,600	396,600
91	354,100	371,900	400,500	91	351,500	370,200	397,100
92	354,700	372,200	400,900	92	352,300	370,700	397,500
93	355,100	372,800	401,300	93	352,900	371,000	397,900
94	355,500	373,300		94	353,500	371,500	398,300
95	356,000	373,800		95	354,100	371,900	398,800
96	356,400	374,300		96	354,700	372,200	399,200
97	356,900	374,900		97	355,100	372,800	399,600
98	357,300	375,400		98	355,500	373,300	400,000
99	357,800	375,900		99	356,000	373,800	400,500
100	358,200	376,300		100	356,400	374,300	400,900
101	358,500	376,900		101	356,900	374,900	401,300
102	359,000	377,400		102	357,300	375,400	
103	359,400	377,900		103	357,800	375,900	
104	359,700	378,400		104	358,200	376,300	
105	360,100	379,000		105	358,500	376,900	
106	360,600	379,400		106	359,000	377,400	
107	361,100	379,900		107	359,400	377,900	
108	361,600	380,400		108	359,700	378,400	
109	362,100	381,000		109	360,100	379,000	
110	362,600			110	360,600	379,400	
111	363,100			111	361,100	379,900	
112	363,500			112	361,600	380,400	
113	363,900			113	362,100	381,000	
114	364,300			114	362,600		
115	364,800			115	363,100		
116	365,300			116	363,500		
117	365,700			117	363,900		
118	366,200			118	364,300		
119	366,700			119	364,800		
120	367,200			120	365,300		
121	367,500			121	365,700		
122				122	366,200		
123				123	366,700		
124				124	367,200		
125				125	367,500		
126				126			
127				127			
128				128			
129				129			
130				130			
131				131			
132				132			
133				133			
134				134			
135				135			
136				136			
137				137			
138				138			
139				139			
140				140			
141				141			
142				142			
143				143			
144				144			
145				145			
146				146			
147				147			
148				148			
149				149			
150				150			
151				151			
152				152			
153				153			
154				154			
155				155			
156				156			
157				157			
158				158			
159				159			
160				160			
161				161			
162				162			
163				163			
164				164			
165				165			
166				166			
167				167			
168				168			
169				169			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	略	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	略
備考 略		備考 略	

【第2条関係】 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号) 一部
改正

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第15条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)に支給する。	第15条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)に支給する。
2・3 略	2・3 略
4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> <u>_____</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
5・6 略	5・6 略
(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。	第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。
2 略	2 略
3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき地域手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき地域手当の月額を加算した額に <u>100分の100</u> <u>_____</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
4・5 略	4・5 略

【第3条関係】 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 一部改正

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日。次条第1項において同じ。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2・3 略 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 5・6 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2 略 3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4・5 略	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日。次条第1項において同じ。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2・3 略 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 5・6 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2 略 3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4・5 略

【議案第28号関係】

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年三豊市条例第63号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
手当の種類		支給を受ける職員 員の範囲		支給額			
略				略			
精神衛生業務 従事手当		精神障害者の診 察の立会い又は 入院のための患 者護送作業に従 事したもの		1日につき2,000 円		精神衛生業務 従事手当	
災害応急対策 等派遣手当		国又は他の地方 公共団体の要請 に基づき、災害 復旧等の業務に 従事したもの		1日につき1,080 円		精神障害者の診 察の立会い又は 入院のための患 者護送作業に従 事したもの	
略				略			
医療業 務従事 手当		危険手 当		医療業務に従事 するもの(医師を 除く。)		医療業 務従事 手当	
		認定看 護師手 当		認定看護師資格 を有し看護業務 に従事するもの		危険手 当	
		略				医療業務に従事 するもの(医師を 除く。)	
				月額 4,000円以 内		月額 4,000円以 内	
				月額 5,000円以 内			
略				略			

【議案第29号関係】

三豊市島内交通運行条例(令和5年三豊市条例第18号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後			改正前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
区分	通用期間	使用料	区分	通用期間	使用料
定期券	12月	1,500	定期券	12月	1,500
1日乗車券	1日	500	1日乗車券	1日	500
1乗車	1回	100	1乗車	1回	100
(削除)			備考 1乗車の区分は、市の区域内に住所を有する者のみの利用とする。		

【議案第30号関係】

三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場条例(平成18年三豊市条例第188号) 一部改正 新旧対照表
(抄)

改正後				改正前			
別表第2(第7条関係) 利用料金				別表第2(第7条関係) 利用料金			
(単位：円)				(単位：円)			
施設名	区分		金額	施設名	区分		金額
貸室	平日	14時まで	2,500	貸室	平日	14時まで	2,500
		14時以降	1,000			14時以降	1,000
	土・日・祝日・ 毎年8月13日～8 月15日	14時まで	3,000		土・日・祝日・ 毎年8月13日～8 月15日	14時まで	3,000
		14時以降	1,500				14時以降
ロッジ	1泊		5,000	ロッジ	1泊		5,000
私設テン ト敷地代	略		略	私設テン ト敷地代	略		略
シャワー	1回		200				
備考 略				備考 略			

【議案第31号関係】

三豊市つたじま渡船に関する条例(平成18年三豊市条例第189号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
一般旅客定期航路(渡船)					一般旅客定期航路(渡船)				
1 旅客運賃					1 旅客運賃				
種別	内 訳		運賃 (円)	摘要	種別	内 訳		運賃 (円)	摘要
普通	大人(1人につ き)	往復	600	小人とは、 年齢6歳以上 12歳未満の 者をいう。	普通	大人(1人につ き)	往復	400	小人とは、 年齢6歳以上 12歳未満の 者をいう。
	小人(1人につ き)		300			小人(1人につ き)		200	
2 略					2 略				

【議案第32号関係】

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第22号) 一部
改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 2 略	(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 2 略

【議案第33号関係】

三豊市子ども・子育て会議条例(平成25年三豊市条例第19号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第72条第1項</u>の規定に基づき、三豊市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法 <u>第72条第1項各号</u> に掲げる事務を処理するものとする。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第77条第1項</u>の規定に基づき、三豊市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法 <u>第77条第1項各号</u> に掲げる事務を処理するものとする。

【議案第34号関係】

三豊市子どもの貧困対策検討委員会設置条例(平成29年三豊市条例第1号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(設置) 第1条 <u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u>(平成25年法律第64号) <u>第5条</u>の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し、本市の状況に応じた施策を策定し、及び実施するため、三豊市子どもの貧困対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。	(設置) 第1条 <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>(平成25年法律第64号) <u>第4条</u>の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し、本市の状況に応じた施策を策定し、及び実施するため、三豊市子どもの貧困対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

【議案第35号関係】

三豊市港湾管理条例(平成18年三豊市条例第199号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後					改正前				
別表(第9条関係)					別表(第9条関係)				
1 港湾施設使用料					1 港湾施設使用料				
種別	区分	単位	金額	備考	種別	区分	単位	金額	備考
略					略				
5 船舶 給水 料		1立方メ ートル につき	香川県 広域水 道企業 団三豊 事務所 が定め る船舶 用の水 道料金 の額に5 0円を加 算した 額		5 船舶 給水 料		1立方メ ートル につき	香川県 広域水 道企業 団三豊 事務所 が定め る船舶 用の水 道料金 の額に5 0円を加 算した 額	
<u>6～8</u> 略					<u>6</u> <u>起重機使用料</u>				
2 略					昼間(8時から17時まで)使用				
					時間外使用				
					1時間に つき				
					7,140				
					基本料 金の額 に5割を 加算し た額				
<u>7～9</u> 略					2 略				

【議案第36号関係】

三豊市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例(平成24年三豊市条例第33号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令 第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略	(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令 第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略

【議案第37号関係】

三豊市空家等の適正な管理に関する条例(平成29年三豊市条例第2号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後	改正前
(緊急安全措置) 第11条 市長は、<u>空家等</u> について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講じることができる。 2 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、当該措置に係る<u>空家等</u> の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。 3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該<u>空家等</u> の所有者等から徴収することができる。 (関係機関への協力要請) 第12条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他関係機関に対し、<u>空家等</u> の所在地及び物的状態の内容に関する情報を提供し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。	(緊急安全措置) 第11条 市長は、<u>特定空家等</u> について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講じることができる。 2 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、当該措置に係る<u>特定空家等</u> の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。 3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該<u>特定空家等</u> の所有者等から徴収することができる。 (関係機関への協力要請) 第12条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他関係機関に対し、<u>特定空家等</u> の所在地及び物的状態の内容に関する情報を提供し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。

【議案第38号関係】

三豊市教育施設整備基金条例を廃止する等の条例 新旧対照表(抄)

【第2条関係】 三豊市公共施設整備基金条例(平成18年三豊市条例第81号) 一部改正

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、公共施設とは、庁舎、市立の社会福祉施設 及び教育施設 等の建物及び用地をいう。	(定義) 第2条 この条例において、公共施設とは、庁舎、市立の社会福祉施設 _____ 等の建物及び用地をいう。